

令和6年 第3回

南会津町議会臨時会
会議録

南会津町議会

令和6年第3回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 7月10日(水)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎報告第6号 専決処分の報告について(専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について)の上程、説明、質疑	4
◎議案第84号 工事請負契約について(田島小学校屋内運動場改修事業 建築主体工事)の上程、説明、質疑、討論、採決	7
◎閉会の宣告	10
◎署名議員	11

令和6年第3回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

令和6年7月10日(水曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 報告第 6号 専決処分の報告について

専決第 9号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第 4 議案第84号 工事請負契約について(田島小学校屋内運動場改修事業 建築
主体工事)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	9番	湯田芳博	議員
10番	室井英雄	議員	11番	丸山陽子	議員
12番	楠正次	議員	13番	湯田哲	議員
14番	高野精一	議員	15番	渡部訓正	議員
16番	山内政	議員			

欠席議員(1名)

8番 川島進 議員

説明のための出席者

渡部正義 町長 佐藤一範 副町長

川島敬章	教 育 長	月田 啓	総務課長
星 良栄	総合政策課長	渡部 さつき	税務課長
鈴木秀和	住民生活課長	湯田 賢史	健康福祉課長
橘 昭	農 林 課 長	渡部 秀介	商工観光課長
室井利和	建設課長	遠藤 知樹	環境水道課長
渡辺健二	会計室長	星 貴夫	農業委員会 事務局長
阿久津勝英	学校教育課長	廣野 友一郎	生涯学習課長
渡部 浩明	舘岩総合支所長	菅家 康夫	伊南総合支所長
平野 芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星 博文	事務局長	阿久津 文稔	議事係長
------	------	--------	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により欠席届のあった議員は、8番、川島進君です。

ただいまから令和6年第3回南会津町議会臨時会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、芳賀正義君、11番、丸山陽子君を指名します。



◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、南会津町議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定によって、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。



◎報告第6号の上程、説明、質疑

○山内 政議長 日程第3、報告第6号 専決処分の報告について、専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 皆さん。おはようございます。

令和6年第3回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多用のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

今臨時会に提出いたしました各議案等について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第6号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分をしたため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、昨年12月27日午前10時50分頃、会津信用金庫田島支店の駐車場において、駐車中の相手方車両の右側ドア付近に公用車の右前方部を接触させてしまったもので、過失割合、町100%として、相手方に対して

賠償金18万4,800円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

以上、ご報告申し上げますので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 私、昨年から議員になりまして、その後、損害賠償の和解に係る専決件数は、私の調べでは、今回の専決で6件目というふうになると見ております。

それぞれ所有車両も現場活動も多い中で、車両物損、水道物損、雪害等、事故の内容となっているが、事故をゼロにすることは困難な中でも、事故の危機管理を徹底し、少しでも事故をなくする指導・啓発が必要と思われるが、その指導状況はどうか伺います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

事故につきましては、やむを得なく起きるところもあるかというふうに思います。ただ、課長会議の中でも、今回は交通事故でございました、交通事故には十分注意するように、その都度、町長からもご指導いただいているところでございます。

あと、総務課としましても、交通事故につきましては、どういった交通事故があったか、どういう点に注意すべきかということ、事故発生ごと、不定期ではございますが、職員向けにそういった注意喚起をしているところでありますし、例えば交通事故を起こした場合などは、その対応マニュアルなども提示しながら、きちんと対応するような、そういった指導をしているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それで、先ほど申し上げましたが、危機管理の徹底ということで、言葉的にはお話をしているようではありますが、それぞれ文書で徹底するとか、それらの周知が必要かなと思いますが、その点はいかがですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

そうですね、文書での部分については、少し不足していた部分もあろうかと思いますが、こ

ういった事故が発生したということをしちんと周知をしながら、事故防止には努めていきたいと思いますが、なかなか人がやることでございますので、ゼロには近づきたいというふうに努力はします。

そういったことで、注意喚起も引き続きやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありますか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 先ほど説明の中で、事故の内容は、相手方車両のドア付近、ドアからフェンダーとか、そういうところまで及んだんでしょうか。ドアだけで済んだんでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

相手方の前と後ろのドアの中央付近にぶつけてしまったようでございます。ですので、前のドアと後ろのドアの中間付近にこすってしまったというような状況でございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 板金塗装、金額からしてその程度なのかなと思うんですけども、この6か月というのは、修理にかかれなかったのか、修理をしても和解が調わなかったということなのか、その辺はどうですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今回、事故が12月の末で、和解が今回、6月ということになってしまいました。

事情を確認しましたところ、地元の修理工場さんのほうに修理のほうを依頼したということでしたが、修理工場さんの手がなかなか空かなくて、修理のほうが遅れてしまって、保険屋さんからの支払いも遅れてしまったために、この時期になってしまったというところがございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○12番 楠 正次議員 了解です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第4、議案第84号 工事請負契約について（田島小学校屋内運動場改修事業 建築主体工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第84号 工事請負契約について（田島小学校屋内運動場改修事業 建築主体工事）についてをご説明を申し上げます。

本案は、田島小学校屋内運動場改修事業 建築主体工事でありまして、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

本工事は、老朽化した屋内運動場と渡り廊下を改修する事業で、町内建築業者8社を指名し、去る7月1日に競争入札を実施した結果、請負金額1億4,080万円で株式会社大桃建設工業が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するものであります。

なお、工事の期間であります。令和7年1月14日までを予定しております。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 それでは、頂いています資料、入札（見積）執行調書、最上段右側の契約というところに関して質問させていただきます。

記載があります議決の日または国庫支出金交付決定の日のいずれか遅い日ということになっておりますが、本日議決された場合、国庫支出金の交付決定の日はいつ頃になるか、現時点で分かっているならば、教えていただきたいと思っております。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

交付決定の日でございますけれども、7月の中旬頃というふうに、県のほうから報告がございました。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 こちらはいずれか遅い日ということではありますが、契約日、実際にどちらにするかと決めるその中身、内容というのは、どういうふうに決めるようになっているのでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

こういった議決を受ける契約につきましては、業者さんと仮契約を結びます。その仮契約の特約条項で整理をしております、今回につきましては、南会津町議会において可決及び学校施設環境改善交付金の交付決定の両方が得られた場合、いずれか遅い日をもって、本契約として成立するものとするということにしておりまして、今回につきましては、国の交付金を受けるわけなんですけれども、国の交付金の中で、交付決定後の契約でなければ認められないというような、そんな交付の条件がありますので、それを見越した内容で仮契約を結んでいるというところでございます。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 中身について了解いたしました。

もう一点、請負の金額が1億4,080万円と、かなり大きな金額になっておりますが、これが当初予算のときの説明ではなく、今回7月の臨時会になった理由、何かあれば、ご説明いただきたいと思います。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

当初予算のほうでは、田島小学校の屋内運動場改修工事といたしまして、予算化をして、歳出予算も組んでおります。今回、こちらの議案につきましては、入札後の契約をする案件として提出しているものでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 契約が今回7月になったというのは、業者の方の都合とか、そういった

ところを考慮して、契約が7月というふうになったということによろしいでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

本来であれば、入札を5月、6月の時点で、5月頃に行いまして、6月の定例会のほうに提出するのが一般的な流れであったわけなんですけれども、今回、先ほどの交付金の決定が、実は一旦漏れてしまいまして、外れてしまいまして、3,330万であったわけなんです、その財源をどのように手当てするか、そういったところも再度検討が必要になりまして、6月議会への提出を一旦見送って、入札も7月1日に行うというようなことで進めてまいりました。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 6月定例会のときに漏れて出せなかった、何かその理由については、ご説明いただけますでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

この交付金、全国の市町村から提出されているものでありまして、国の予算がありますので、県を通して私どもも申請をしたわけなんです、結果として、国が定める優先順位から漏れてしまったというふうに理解しております。

○6番 渡部裕太議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今、3,330万、国庫支出金ということではありますが、1億4,080万の残りの予算、財源というのは、どういう財源なんですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

残りの財源につきましては、過疎対策事業債のほう、過疎のほうで、起債のほうで予算を見ているところでございます。

以上です。

○12番 楠 正次議員 了解です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 本臨時会に付された事件は全て終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和6年第3回南会津町議会臨時会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

署 名 議 員 芳 賀 正 義

署 名 議 員 丸 山 陽 子